

火薬類取締法施行規則

(製造施設等変更の許可申請)

第七条 [法第十条第一項](#)の規定により製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとする製造業者は、様式第四の火薬類製造施設等変更許可申請書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

火薬類取締法施行令

(都道府県が処理する事務)

第十六条 次に掲げる主務大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

- 一 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する[法第三条](#)、[第八条](#)、[第九条第三項](#)、[第十条第一項及び第二項](#)、[第十五条第一項から第三項まで](#)(第一項ただし書の指定に係る部分及び第二項第二号の認定に係る部分を除く。)、[第十六条第一項](#)、[第二十八条第一項](#)、[第二項及び第四項](#)、[第二十九条第一項](#)、[第三十条第三項](#)、[第三十三条第二項](#)、[第三十四条第一項](#)、[第三十五条第一項](#)(同項第一号の指定に係る部分及び同項第二号の認定に係る部分を除く。)
及び第三項、[第三十五条の二第二項から第四項まで](#)、[第四十二条](#)、[第四十四条](#)、[第四十五条](#)、[第四十五条の三の十並びに第五十四条第一項](#)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務
 - 二 火薬庫に関する[法第四十二条](#)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務
 - 三 販売業者に関する[法第四十二条](#)、[第四十四条](#)及び[第五十四条第一項](#)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務
 - 四 [法第三十条第二項](#)の消費者に関する[法第四十二条](#)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務
 - 五 [法第四十五条](#)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務(製造業者に関するものを除く。)
- 2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務であつて、その完成検査又は保安検査の業務(火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの、産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所又は火薬庫に関するものに限る。)を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定完成検査機関又は指定保安検査機関に関するものは、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。
- 一 指定完成検査機関に関する[法第十五条第一項](#)ただし書([同項](#)ただし書の指定に係る部分に限る。)、[第四十五条の二十八](#)、[第四十五条の二十九第一項及び第三項](#)、[第四十五条の三十](#)、[第四十五条の三十一](#)、[第四十五条の三十三](#)、[第四十五条の三十四](#)、[第四十五条の三十六](#)、[第四十五条の三十七第一項](#)並びに[第五十三条第一項第一号](#)、[第五号](#)、[第七号](#)及び[第八号](#)に規定する事務
 - 二 指定保安検査機関に関する[法第三十五条第一項第一号](#)([同号](#)の指定に係る部分に限る。)に規定する事務、[法第四十五条の三十八第二項](#)において準用する[法第四十五条の二十八](#)、[第四十五条の二十九第一項及び第三項](#)、[第四十五条の三十](#)、[第四十五条の三十一](#)、[第四十五条の三十三](#)、[第四十五条](#)

の三十四、第四十五条の三十六並びに第四十五条の三十七第一項に規定する事務並びに[法第五十三条第一項第一号](#)、第五号、第七号及び第八号に規定する事務

- 3 前項の規定により[法第四十五条の三十六](#) 及び[第四十五条の三十七第一項](#) ([法第四十五条の三十八第二項](#) において準用する場合を含む。)に規定する事務を行つた都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の場合においては、法中当該各項各号に掲げる事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。